

## 様式1-1

## 令和7年度 第1回 新潟支社 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和7年9月4日(木)	新潟支社4F 会議室
委員	委員長 阿部 和久 (新潟大学副学長) 委 員 石畠 剛士 (南山大学法学部教授) 委 員 岩崎 英治 (長岡技術科学大学 大学院教授) 委 員 内田 千秋 (新潟大学法学部教授) 委 員 風間 優輝 (公認会計士・税理士) 委 員 角家 理佳 (弁護士)	
審議対象期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日	
抽出案件	総件数 4 件	(備 考)
工事	一般競争 1 件 条件付一般競争 1 件 条件付一般競争事 (指名併用型) 0 件 随意契約 0 件	
調査等	1 件	
物品・役務	1 件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	な し	

意見・質問	回答
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p> <p>【入札監視統一事務局における審査実施状況報告】 ・意見等なし</p> <p>【入札・契約手続きの運用状況】 ・意見等なし</p> <p>【競争参加資格停止等の運用状況】 ・意見等なし</p> <p>【一次苦情及び一次説明処理状況】 ・意見等なし</p> <p>【談合情報・疑義事実】 ・意見等なし</p>	
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p> <p>【抽出事案の審議】 1 工事 1)一般競争入札 <u>磐越自動車道 谷花橋支承取替工事</u>  ・意見等なし</p> <p>2)条件付一般競争入札 <u>新潟支社管内 ETC設備工事</u>  ・応札者が1者であるが、受注できる業者は多いのか。  ・技術評価項目に「災害時の協力実績(緊急災害復旧工事等の施工実績)」があるが、評価点を得られる者は見込んでいたのか。  ・同種工事に示す実績のある者はどのくらいいるのか。  ・入札者の技術評価点は7.5点であるが、何点だと不適となるのか。  ・技術評価項目について「企業」と「地域精通度・当社への貢献度等」とあるが、どのような意図で定義されているのか。</p>	<p>・多くはないが複数者いる。</p> <p>・見込んでいた。</p> <p>・複数者いるが、後日回答する。 【後日回答内容】18者である。</p> <p>・加点が無いだけで、不適とはならない。</p> <p>・全社的に統一されたものであるため分かりかねる。</p>
<p>2 調査等</p> <p><u>磐越自動車道 上川地区土質調査</u></p> <p>・技術審査会資料にある数値と工事概要にある概算数量、説明資料の履行内容の数量に差異があるのはなぜか。</p> <p>・記載の調査ボーリングの延長数量で支持層が出てこなかった場合はどうするのか。</p> <p>・その場合は契約金額を変更するのか。</p> <p>・低入札価格調査において、入札価格の妥当性をどのように確認したのか。</p>	<p>・技術審査会を行った後に数量を精査した。なお、工事概要にある数量で入札公告を行っている。</p> <p>・安定した地盤が出るまで、ボーリングを延長して行う。</p> <p>・受注者と協議し必要に応じて変更手続きを行う。</p> <p>・入札価格の根拠を求め、価格の妥当性を確認した。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術者の要件を、競争参加要件とする場合と契約履行要件にする場合の違いは何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査等については複数業務を兼任できるため、競争参加要件としている。工事については監理技術者の兼任が原則不可であり、技術者不足の観点から入札不調となる事態を避けるため、要件緩和策として契約履行要件としている。なお、高度な技術提案を求める場合は、競争参加要件とする場合もある。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術者不足に対する工夫によって状況は改善されたのか。</li> <li>・技術者の要件を競争参加要件から契約履行要件に変えたことについて、説明できる根拠の整理が必要である。</li> <li>・低入札価格調査において、具体的にどのような内容を確認したのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証は難しいが、効果は見られる。</li> <li>・ご意見のとおり。</li> <li>・入札価格の根拠はもちろんのこと、土質試験や成分分析を自社の試験室で実施できることや、現地の土質や岩質に精通している者を再委託先に選定するなど、総合的に問題ないことを確認した。</li> </ul>
	<p><b>3 物品・役務</b></p> <p><u>新潟支社管内 R7磁気カード方式料金収受機械の調達</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約制限価格はどのように算出したのか。</li> <li>・1者が辞退した理由は何か。</li> <li>・件名は「調達」となっているが、機械の設置は含まれていないのか。</li> <li>・設置が含まれないから「物品・役務」扱いで、ETC設備更新工事に関しては設置が含まれるから「工事」扱いなのか。</li> <li>・設置を含めなかった理由は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の積算基準で算出している。</li> <li>・理由は分かりかねる。</li> <li>・含まれていない。</li> <li>・そのとおり。</li> <li>・当社のグループ会社が設置するためである。</li> </ul>
審査結果の報告	<p><b>【講評】</b></p> <p>全ての案件を通して特段問題のある事案はなかった。</p> <p>その上で次のような懸念点がある。</p> <p>〈磐越自動車道 上川地区土質調査〉 低入札価格調査が行われた契約であるが、低価格での入札は、適切ではない金額で再委託される懸念がある。については、当該調査において、再委託先への支払金額を確認することも検討されたい。</p>	